

独立行政法人国際協力機構 2023 年度計画

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 31 条第 1 項の規定により、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）の中期計画に基づく 2023 年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を次のとおり定める。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置

現在、世界はかつてない複合的危機に直面している。気候変動や新型コロナウイルス感染症による人

間の安全保障と経済への打撃に加え、ロシアによるウクライナ侵攻は地政学的競争の激化や食糧・エネルギー価格の高騰を生じさせた。さらには債務問題の悪化と政治不安を引き起こしている。

機構は、この複合的な危機を乗り越えるために人間の安全保障と質の高い成長の理念を踏まえ、人々の命、生活、尊厳を守り、格差が緩和された、誰も取り残さない発展を目指し、持続可能性、包摂性、強じん性を伴う経済社会づくりを一層推進する。

特に、個人の保護と能力強化、弾力性のある社会づくりにより、恐怖と欠乏からの自由、そして、一人ひとりが幸福と尊厳を持って生存する権利を追求する人間の安全保障の考え方はますます重要性を増しており、その実現に向けた開発協力に取り組む。加えて、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ及び持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）の達成に向けた取組を積極的に推進する。

重点領域としては、開発協力大綱の重点課題である「『質の高い成長』とそれを通じた貧困撲滅」、「普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」、「地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築」に取り組む。取り組むにあたって、機構は、開発課題ごとに策定した JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）¹（以下「JICA グローバル・アジェンダ」という。）及び国別に策定した JICA 国別分析ペーパーを踏まえて事業を実施し、開発効果の一層の増大を目指す。

日本の開発協力の重点課題

(1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

ア 都市・地域開発

¹ 世界が直面しているグローバルな開発課題に対して、内外の事業環境の構造的な変化を踏まえ、保健医療、ガバナンス、気候変動等、第 5 期中期目標の「日本の開発協力の重点課題」（のうち（1）～（4））で設定された開発課題ごとに、現状分析、我が国・機構が取り組む意義や目標、解決に向けた取組の方向性等を記載したもの。

- ・ 都市づくりへの多様な主体の参画やリソースの活用を図るため、都市マスター プランの策定、開発管理制度整備、民間都市開発を促進する開発手法の導入、住民・コミュニティ主体のまちづくり活動の促進等の事業を実施する。また、これに関する JICA 留学生受入や研修を通じて人材育成に努めるとともに、産学官での人材ネットワークを形成する。
- ・ 誰もがいつでもどこでも正確な地理空間情報を利用できる社会を目指し、各国の整備段階を踏まえ、位置の基準の統一、衛星測位利用環境の整備、基本図の整備、地理空間情報の利活用促進に取り組む。
- ・ ウクライナの窮状に早急に対応するため、運輸、電力・エネルギー、都市インフラ復旧の観点から、刻々と変わる現地情報とニーズを適時に把握し、支援策をまとめたうえで、実証事業や資金協力事業につなげる。

イ 運輸交通

- ・ 日本政府の「自由で開かれたインド太平洋」(FOIP: Free and Open Indo-Pacific、以下「FOIP」という。) や「インフラシステム海外展開戦略 2025」等に貢献するため、開発途上地域の発展段階に合わせた運輸交通インフラ整備に向けた事業を実施する。
- ・ 質の高い道路アセットマネジメントシステムの導入及び活用の支援を、産官学連携や地方リソースを活用し効果的に実施する。
- ・ 道路交通安全に関し、SDGs の目標である 2030 年までに世界の交通事故死傷者数半減に貢献するべく、デジタル技術も活用した交通取り締まり強化、安全教育、交差点改良、交通管制システム導入等の施設整備を組み合わせた支援を実施する。
- ・ 都市化と自家用自動車数の増加による交通渋滞や大気汚染の悪化、交通事故の増大等が生じていることから、環境負荷低減に資する都市鉄道やバス等の公共交通システムの導入に向けた支援（組織体制構築、人材育成、公共交通利用促進策の策定・実施等を含む）を行う。
- ・ FOIP 等地域の連結性強化のため、港湾・空港・国際回廊等に係る計画策定や施設整備を行う。あわせて、運営維持管理、海上保安能力強化等の協力をを行うことにより、ハード・ソフト一体となった協力を展開する。

ウ 資源・エネルギー

- ・ カーボン・ニュートラル (CN) に向けたエネルギー・トランジション促進のため、我が国の CN 政策・制度や次世代脱炭素技術を開発途上国に紹介し、アジアを中心とする地域でエネルギー・トランジションのための計画策定支援や人材育成に取り組む。また、脱炭素技術の開発と導入を促進するための地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS) や社会実験支援に資する案件形成と実施、CN 促進のための技術や政策の導入に資する案件の形成、地熱ポテンシャル地域における地熱開発の促進、島しょ国における海洋温度差発電を中心

とした久米島モデルの普及等に取り組む。加えて、エネルギーの需要側における省エネルギー技術の導入を促進する。

- ・アフリカを中心に、電力アクセス向上の観点から電力供給力と安定性の強化に取り組む。特に、水力開発やパワープール促進を進める。未電化地域においては、グリッドの延伸を阻害しないよう留意しながら、農業や教育、保健、情報通信分野の開発と連携しつつ民間事業者によるオフグリッド事業を促進する。
- ・資源分野においては、資源国の持続的な資源管理・利用を促進するため、資源の絆プログラムを通じた人材育成や帰国研修員とのネットワーク拡充に加え、それらの人的ネットワーク及び日本の経験や DX 技術を活かした案件形成に取り組む。

エ 民間セクター開発

- ・アジア地域では、複合的危機下の経済状況において強じんな産業の育成を推進すべく、日本人材開発センター等の協力拠点も活用し、社会的インパクトの発現に貢献する起業家を含むビジネス人材、本邦企業を含む外資系企業と現地企業とのリンク強化や政策策定支援に取り組む。
- ・アフリカ地域を中心とする他地域では、複合的危機下の経済情勢において強じんな産業の育成と第 8 回アフリカ開発会議（TICAD: Tokyo International Conference on African Development、以下「TICAD」という。）で重視されている「スタートアップ支援を含む社会課題解決型ビジネス支援」の観点から、イノベーション創出に向けたスタートアップ・エコシステム（スタートアップの創業や成長に対して、地域のアクターが資金や人的支援等を含む様々なサポートを提供する連携体）構築・発展のための取組（Project NINJA: Next Innovation with Japan）を推進する。また、「TICAD8 における日本の取組」に貢献すべく、「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ」の実施等を通じ、現地企業の能力強化を支援し、日本と開発途上国間のビジネス推進に資する産業人材育成を実施する。
- ・環境等への負の影響を制限しつつ、経済成長・雇用創出等、SDGs への正のインパクトの発現を図る持続可能な観光開発を推進し、コロナ危機からの早期復興、再建に向け、観光産業全体の強じん性向上に資する取組を実施する。

オ 農林水産業・農村開発

- ・小規模農家向け市場志向型農業の振興（SHEP : Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion、以下「SHEP」という。）アプローチを通じ、アフリカのほかアジア、中南米、中東の 50 か国以上の小規模農家を支援する。また、オンライン研修の開発・実施により、SHEP 対象国の多様化や、国際機関・NGO 等開発パートナーの人材育成やネットワーク化・連携促進により事業拡充を図る。
- ・コメ生産の安定的拡大、バリューチェーンの構築・強化を通じた稲作開発を推進する。特に、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD フェーズ 2 : Coalition for

African Rice Development Phase 2、以下「CARD2」という。) 対象国の案件形成・実施とともに CARD 2 事務局を通じ、国家/地域の稻作開発戦略の策定・改訂等に参画する。

- 特に、食料安全保障リスクが高いアフリカ地域に対しては、食料・農業セクターの強じん性強化を通じた人間の安全保障の実現に向けて、2022 年度に立ち上げた「JICA アフリカ食料安全保障イニシアティブ - パートナーとの協働による食と農業開発を通じた『人間の安全保障』の実現」を推進する。併せて、農業機械化を通じた農業生産の向上を目指し、日・アフリカ農業イノベーションセンター（Africa Field Innovation Center for Agricultural Technology : AFICAT）を推進する。
- 農家の生計向上や食料の安定供給に資するフードバリューチェーン（以下「FVC」という。）について、生産から加工・流通・消費に至る各段階の付加価値を高め、包摂的かつ持続的な FVC の構築を支援する。
- 日本の有用知見である「共同管理」「水産フードバリューチェーン」「里海」を活かし、水産資源の持続的な利用を含む水産ブルーエコノミー振興に取り組む。
- 小規模畜産農家の所得向上と人獣共通感染症を含む家畜疾病の対策強化に向け、家畜衛生強化を通じたワンヘルスの推進に取り組む。
- 気候変動にぜい弱な開発途上国の状況等を踏まえ、灌漑・水管理、耐候性品種の開発・普及等、気候変動に適応した農業生産に資する事業を形成・実施する。
- 「JICA 食と農の協働プラットフォーム（JiPFA : JICA Platform for Food and Agriculture）」の運営を通じた知見の共有・発信及び産学官連携強化、「食料安全保障のための農学ネットワーク（Agri-Net）」による農林水産分野の知日派人材の育成を強化する。

(2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

ア 保健医療

- 「JICA 世界保健医療イニシアティブ」に基づき、感染症の治療・予防・警戒強化に取り組み、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC : Universal Health Coverage、以下「UHC」という。）の達成を目指しつつ、将来の公衆衛生上の危機にも対応できる強じんな保健システム構築を支援する。協力にあたっては、以下を中心として取り組む。
- 感染症対策の強化に向けて、中核病院での診断・治療強化のためハード・ソフト面での取組を行い、感染症対策・検査拠点強化のためネットワーク化を図る。
- 質の高い母子継続ケアの強化に向けて、母子手帳等の活用も促進しつつ、妊産婦・子どもに質の高い保健サービスを継続して提供する体制の強化を目指す。
- 医療保障制度の整備をはじめとする UHC の達成を目指した保健システムの強化に向けて、保健サービスへのアクセス改善に資する保健財政面の強化とともに、財政面へ影響を与える非感染性疾患や高齢化対策等にも取り組む。

- ・ ウクライナに対し、医療施設・機材等の被害状況並びに支援ニーズを迅速に確認し、緊急的に必要な医療サービスの復旧・改善を推進する。また、ウクライナ周辺国支援として、モルドバにおいて医療機材の維持管理体制の強化を支援し、災害医療管理体制構築に取り組む。

イ 栄養

- ・ 2021年12月に開催された東京栄養サミット2021の成果文書である「東京栄養宣言」及び機構が同サミットに際し発表した「JICA 栄養宣言」の推進に向けて、栄養改善に係る組織・分野横断的な取組を展開する。
- ・ 特に、「栄養改善事業推進プラットフォーム」等を通じた民間企業をはじめとする多様な国内関係者との連携を強化する。
- ・ 「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ」(IFNA : Initiative for Food and Nutrition Security in Africa、以下「IFNA」という。)においては、各国政府・地域経済共同体(RECs)・開発パートナーとの連携やJICA海外協力隊との協働により、アドボカシー推進を通じた栄養政策・戦略の強化、栄養関連組織・人材の能力強化、現場レベルの栄養改善事業の実施に取り組む。

ウ 教育

- ・ 質の高い教育の拡充を目指した事業を行う。基礎教育分野において、具体的には、学習において重要なツールである教科書・教材開発を行うとともに、学習支援者としての教師の職能開発を行うことを基本とした「教科書・教材開発を通じた学びの改善」に取り組む。また、教育の価値を保護者、地域社会が理解し、学校との間で信頼関係を構築することで、学校だけではなく地域社会全体で子どもの学習・成長を支えていく「みんなの学校」の取組を進める。これらを通じ、教育改善及び初等教育段階の就学率が依然として著しく低い女子や障害者等への教育機会の拡大に取り組む。
- ・ さらに、ウクライナに対し、教育施設・機材等の被害状況並びにソフト面（平和教育、メンタルヘルスケア等）を含めた支援ニーズを迅速に確認し、緊急的に必要な教育サービスの復旧・改善を推進する。
- ・ 高等教育分野では、各地域における拠点大学の教育、研究、大学運営能力強化支援を通じて、高度人材育成を進めるとともに、これら拠点大学と本邦大学並びに拠点大学間の地域を超えたネットワークを強化し、留学生も含める形での共同教育プログラムや開発途上国の科学技術の活用、SDGsの達成に寄与する共同研究等の連携を促進する。また、産学連携を推進するとともに、オンラインの活用を通じた質を担保した教育・研究活動の強化に取り組む。
- ・ 教育セクター全体では、「教育協力プラットフォーム」において、大学有識者、コンサルタント、NGO/NPO、民間企業、国際機関等と連携し、これまで開発した教科書や教材を「国際公共財」として発信するとともに、教育セクターの知見共有・共創、人材育成、現場レベルの連携に取り組む。

エ 社会保障・障害と開発

- ・ 社会保障分野では、日本の社会保障制度に学びたいという開発途上国からのニーズに応え、日本の経験を踏まえながら、社会保障政策の立案や実施を支える行政官や関係機関の人材育成を重点とし、日本での研修や開発途上国におけるパイロット事業の実施等を通じた実践的な人材育成を推進する。
- ・ コロナ禍により各国で社会的弱者への支援ニーズが拡大している状況を踏まえ、特に、生活困窮者の自立生活支援や子どもの保護分野での支援に取り組む。また、社会的弱者の支援を担う人材の拡充を図るべく、福祉人材の育成に係る事業形成を進める。
- ・ 障害と開発分野では、「障害者団体の強化等の障害に特化した取組」と「開発全体の取組において障害の視点を踏まえ、障害者を裨益対象として取り込む障害の主流化」からなるツイントラック・アプローチを通じ、機構が実施する様々な分野の事業に障害者を包摂し、障害者の社会参加を促進する。
- ・ 「障害に特化した取組」では、障害者の社会参加を促進するために障害者就労促進、デジタル技術を活用した障害者の情報アクセシビリティの改善等に取り組むとともに、障害児・家族のケアサービスの構築、障害者の社会参加促進に係る新規事業の形成を進める。
- ・ 「障害の主流化」の事業面においては、インクルーシブ防災の国別研修を通じた防災計画の策定支援やユニバーサルツーリズムの促進等、多様化するニーズに対応した他分野との連携事業を推進する。

オ スポーツと開発

- ・ 日本の官民連携によるスポーツ国際貢献事業「ポストスポーツ・フォー・トウモロー推進事業」の取組を踏まえながら、開発途上国におけるスポーツ行政の能力強化や競技の普及・強化等によるスポーツへのアクセス向上、体育教員の育成や指導書作成等によるスポーツを通じた健全な人材育成、障害者スポーツの普及やスポーツ大会開催等によるスポーツを通じた社会包摂や平和の促進に資する事業を推進する。なお、これらの推進に際して、外部の関係機関等との連携をさらに強化する。
- ・ 事業の更なる推進のために、国内外の事例や開発途上国のスポーツの現状と課題等を調査した上で案件形成を行う。

(3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

ア 平和と安定

- ・ 紛争の予防のため、社会・人的資本の復旧・復興・強化、包摂的な行政サービスの提供と、これに資する地方行政機関を中心とする政府機関の能力強化を支援する。また、コミュニティの共存と社会関係資本の強化のために、融和の促進と生計向上の支援を行うとともに、紛争の結果発生した難民・避難民や地雷・不発

弾、紛争影響地域での心理社会面での支援等、様々な社会課題の解決に向けた取組を支援する。

- ・ ウクライナ及び周辺国については、緊急支援をはじめ情勢を踏まえた適時の支援、特に復興支援やその前提条件となる地雷・不発弾対策に係る取組を推進する。また、国際秩序の維持に資する協力を追求する。
- ・ また、フィリピン・ミンダナオでの平和と開発に係る支援、パキスタンのアフガニスタン国境周辺地域における地方行政能力の向上支援、TICAD8 を踏まえたサヘル地域及びアフリカの角地域支援、エチオピアの平和と安定への貢献、グローバル難民フォーラムを見据えた人道と開発のネクサス推進としてウガンダ、ザンビア等での難民・避難民受入コミュニティに対する地方行政能力の向上支援等に取り組む。また、地雷・不発弾処理機関等の機能強化を支援する。

イ 法の支配・ガバナンス

- ・ 民主的かつ包摂的なガバナンスの強化を図るため、FOIP 等を踏まえつつ、法令の整備・運用能力、治安機関等の法執行能力及び国際公共財としての海洋、サイバー空間等に関わる能力強化、司法アクセスの改善、選挙管理の改善・向上、公共放送・メディアの機能強化、中央及び地方行政の機能の強化と人材育成を支援する。
- ・ 特に、日 ASEAN 友好協力 50 周年を踏まえたラオスでの法整備案件並びに TICAD8 を踏まえたアフリカでの若者の更生支援及びビジネス法研修の立ち上げ、「ビジネスと人権」の促進、インドネシアの犯罪抑止やアフリカ・中米での地域警察強化、海洋に関する国際公法の人材育成や海上保安機関等の機能強化、ウクライナの公共放送局の機能強化等に取り組む。

ウ 公共財政・金融

- ・ FOIP を踏まえつつ、国民の生活の安定と向上、経済の安定と成長、資源の効率的配分の基盤として、国家財政の基盤強化、金融政策の適切な運営と金融システムの育成、関税の適正かつ公平な徴収と貿易円滑化推進に向けた事業を実施する。
- ・ アジア地域を中心に、「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」におけるインフラ・ガバナンス強化にもつながる税務行政や公共投資管理、債務管理の改善による財政基盤の強化、金融システムの健全な育成、域内連結性の強化につながる税関分野の手続きの迅速化・近代化に向けた支援（地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の推進と日 ASEAN50 周年を踏まえた ASEAN 連携研修を含む）を実施する。
- ・ また、アフリカ地域では、アフリカ大陸自由貿易圏の推進につながる、ワン・ストップ・ボーダー・ポスト（OSBP: One Stop Border Post）の推進や税関行政の強化、及び債務管理強化等財政基盤の強化に向けた支援を実施する。
- ・ さらに、世界税関機構（WCO: World Customs Organization）と連携し、アフリ

力各地域における税関人材育成を継続するとともに、大洋州地域に対する歳入強化（関稅収入強化）に向けた税関能力強化支援を行う。

エ ジェンダー平等の推進

- ・ 機構の事業におけるジェンダー主流化を推進するため、ジェンダー案件の量的拡充と質的向上を図る。具体的には、事業の形成・実施時における助言、実施中の事業でのジェンダー平等に向けた取組の強化、機構内外の関係者への各種研修を実施する。また、研修・留学生事業における女性の応募・参加を一層勧奨する。
- ・ 特に、ジェンダーに基づく暴力への対応への取組の強化、女性の経済的エンパワメントに資する事業展開を行う。また、「G7 2X チャレンジ」（女性のためのファイナンス）に貢献する取組を行う。
- ・ 紛争や災害の影響を受けた国に対する復興と開発に向けた協力において、ジェンダーの視点に立った取組を推進する。

オ デジタル化の促進（DX）

- ・ 開発途上地域の社会のデジタル化、デジタル・トランスフォーメーション（DX）促進を支援するために、その基盤となる ICT・デジタル人材及び産業の育成、ICT・デジタル関連政策や制度、ICT 環境整備及び自由で安全なサイバー空間の構築に資する事業を実施する。
- ・ サイバーセキュリティ分野の支援については、事業が拡大している ASEAN 及び周辺地域を中心に、各国で実施する案件間の連携や他ドナー・国際機関による関連する取組との連携を促進する。
- ・ 日本と開発途上国の互恵的な産業発展を念頭に、ICT・デジタル産業の育成に関する事業の立ち上げを推進する。
- ・ 2022 年 3 月に策定された JICA DX ビジョンに基づき、事業におけるデジタル技術の活用、外部共創の推進、データ利活用等に全課題分野において取り組み、高い開発インパクトの創出を図る。

（4） 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築

ア 気候変動

- ・ 日本国による 2050 年カーボン・ニュートラル宣言及びこれまでの国連気候変動枠組条約（UNFCCC: United Nations Framework Convention on Climate Change、以下「UNFCCC」という。）締約国会議（COP）における気候資金のコミットメントや議論を踏まえ、開発途上国のネット・ゼロ社会の実現及び気候変動に強じんな社会の構築に向けた協力を一層推進する。
- ・ 同協力を進めるにあたっては、パリ協定の実施促進及びコベネフィット型気候変動対策に沿った協力を戦略的に実施する。
- ・ パリ協定の下で開発途上国に求められる自国が決定する貢献（NDC : Nationally

Determined Contribution) の策定や改定、国家温室効果ガスインベントリの作成や更新、長期低排出発展戦略の策定等、各種取組の遂行に必要な能力強化及び事業の形成を支援する。

- ・気候変動対策の方針や事業の計画立案段階での助言等を通じ、開発課題の解決（開発便益）を図ると同時に、気候変動対策（気候便益）にも資するコベネフィット・アプローチを推進する。
- ・UNFCCC の下に設置された資金メカニズムである「緑の気候基金」(GCF: Green Climate Fund、以下「GCF」という。) の活用に向け、事業の形成及び実施監理に取り組む。
- ・COP28においてサイドイベントを開催し、機構の気候変動対策分野の協力方針や支援実績、成果と教訓等を発信する。

イ 自然環境保全

- ・UNFCCC COP27 や国連生物多様性条約 COP15 の「昆明モントリオール目標」も踏まえ、気候変動対策や生物多様性保全への貢献を念頭に、自然環境保全と人間活動との調和の実現に向けた事業を実施する。
- ・スケール及びインパクトの確保の観点から、「森から世界を変えるプラットフォーム」等を通じた民間企業を含む多様なステークホルダーとの連携及び GCF、「中部アフリカ森林イニシアティブ (CAFI: Central African Forest Initiative)」等外部資金・寄付金の活用を促進する。
- ・森林伐採の警戒・監視に係る衛星画像・AI の活用を含め、自然環境保全分野における DX・STI (Science, Technology and Innovation) を促進する。
- ・UNFCCC COP28 等においてサイドイベントを企画し、これまでの日本による協力で開発途上国と共に創してきた知見や経験等を発信・共有する。

ウ 環境管理

- ・「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ (JCCI : JICA Clean City Initiative、以下「JCCI」という。)」を推進し、自治体の持つノウハウや民間企業の技術、外部資金の導入、大学の学術的な知識等様々なパートナーとの連携でコレクティブ・インパクトの発現を目指す。また、廃棄物、水質汚濁、大気といった個別の汚染対策のみならず、政策レベルで都市環境の包括的な改善を促すべく意思決定層への働きかけを強化するとともに、住民参加等の取組も講じ、多層的なアプローチを試みる。
- ・JCCI の広域連携に係る取組として、TICAD8 の成果を踏まえつつ「アフリカのきれいな街プラットフォーム (ACCP: African Clean Cities Platform、以下「ACCP」という。)」を推進し、廃棄物管理支援事業の形成・実施とともに、民間や他ドナー等の外部資金の導入を促し、効果的なスケールアップを図るべく、加盟国・都市による主体的な取組成果や知見の発信を促進する。
- ・気候変動対策にも貢献するコベネフィット型事業や DX 技術の活用を通じた新

機軸事業を促進する。

エ 水資源・水供給

- 「熊本水イニシアティブ」等も踏まえ、水資源を適切に管理し、全ての人々が飲料水等として持続的に利用できる社会を構築するため、統合水資源管理の実現及び水道事業体、灌漑排水水管理団体（水利組合）の育成等に向けた事業を実施する。
- 特に、SDGs の達成に向けて、自立的に資金調達を行い水道サービスの拡張や改善ができる水道事業体を増やすため、水道事業のサービス改善や経営改善に係る支援を実施する。好事例や教訓をナレッジとして各国の水道事業に関わるリーダー層や幅広い関係者と共有する取組を行う。
- 地域の水問題の解決に責任を持つ水資源管理主体と合意形成を図るための協議体を増やすため、新規案件の形成を推進する。

オ 防災・災害復興

- 日本の優れた防災技術及び構造物対策の事前防災投資による災害リスク削減等の経験に基づき、「仙台防災枠組 2015-2030」の人的及び経済的被害の削減のターゲットの達成に貢献する。このために、大都市を中心とする資本集積地域への防災投資の実現、災害リスクの理解及びリスク管理のための防災推進体の体制確立、「より良い復興」（Build Back Better、以下「BBB」という。）を推進する事業を形成・実施する。また、これまでの成果や方向性を国連等の主催する国際会議等において発信する。
- 防災インフラ等の構造物対策所管組織が、自己予算で自立発展的に災害リスク削減のための事前防災投資を拡充し、それらインフラを維持・運用していく能力を強化する。また、総合的な防災施策の計画・実施能力を備えた包括的な防災推進体制の確立に向けた支援を行う。
- また、緊急支援をシームレスな復興支援につなげ、災害復興過程を通じ、気候変動等の影響も考慮した根本的な災害リスクの削減策を実現することで、単なる復旧ではなく BBB の理念に基づき、強じんな国・地域づくりが継続できるような支援を行う。

(5) 地域の重点取組

ア 東南アジア・大洋州地域

- 東南アジアについては、FOIP 及び「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック協力のための共同声明」を踏まえ、地域の平和、安定及び繁栄に貢献することを目的に、ASEAN の自主性、自立性、一体性（統合の深化）を高める支援を強化する。
- 特に、ASEAN の一体性と持続的成長の鍵である経済統合の推進、陸・海洋の経済回廊に係る連結性強化、域内及び各国内の格差是正、海洋インフラ整備や海上

法執行能力の強化、成長の歪みを克服する質の高い成長、脱炭素化に向けた気候変動対策、将来の国を支えるリーダー層や行政官の人材育成、地域が抱えるぜい弱性への対応、保健医療分野を中心とした新型コロナ対策、ASEAN 共同体との技術協力協定に基づく地域的広がりのある技術協力の推進等を重点領域として支援する。

- 2023 年の日 ASEAN 友好協力 50 周年に向けて日本政府が発表した支援方針を踏まえ、また、2023 年中に開催される日 ASEAN 特別首脳会議を念頭に、上述の各分野に加えて UHC をはじめとした保健、防災、サプライチェーン強じん化、デジタル技術、食料安全保障の強化といった幅広い分野での協力も強化し、また対外発信に努める。
- ミャンマーについては、現地情勢や人道状況等を踏まえ、日本政府の方針の下、適切な対応を行う。
- 大洋州地域については、新型コロナの影響を踏まえた保健医療分野への対応に加え、新型コロナの影響からの回復及び気候変動対策、自然災害等のぜい弱性の克服や緩和に向け、持続可能な発展に資するインフラ整備、貿易・投資や観光・農業分野の支援も実施する。更に、FOIP を踏まえた海洋インフラ、海上安全に加え、漁業資源管理や海洋環境の保全等を支援する。これらと併せて長期研修など人材育成・人的交流の支援にも取り組む。
- 2024 年の第 10 回太平洋・島サミット(PALM10: The 10th Pacific Islands Leaders Meeting) を念頭に、2022 年 7 月の第 51 回太平洋諸島フォーラム総会で採択された「青い太平洋大陸に向けた 2050 年戦略」で示された重点項目も踏まえた事業の形成及び進捗を図る。
- 限られたリソースの中で効果的な支援を実施していくためにも、2022 年 6 月に設立された「ブルーパシフィックにおけるパートナー」を含む他の開発パートナーとより緊密な意思疎通、連携強化を図る。

イ 東・中央アジア及びコーカサス地域

- ガバナンスの強化、産業の多角化、インフラ整備、若手行政官や技術分野の幹部人材・高度産業人材等を中心とした人材育成、保健医療システムの強化を重点領域として支援に取り組む。
- モンゴルでは、産業の多角化、渋滞緩和及び新ウランバートル国際空港の有効活用に資する協力に取り組む。
- 中央アジア・コーカサス地域では、ウクライナ危機による地域経済、特にぜい弱層への影響を踏まえ、「カスピ海・中央回廊」をはじめ域内及び他地域との連結性強化に資する広域連携や、国内の格差の是正に向けた財政支援等に取り組む。従来の電力、運輸、農業、ビジネス振興、保健医療等を重点としつつ、質の高いインフラや DX、気候変動対策など日本政府の重要政策を踏まえた有償及び無償資金協力、さらには高度人材の育成や外国人材受入に資する技術協力の形成・実施を目指す。

- ・中国については、2022年3月末でODA実施が終了した。今後は「日中両国が対等なパートナーとして、共に肩を並べて地域や国際社会に貢献する時代になったとの認識のもと、(中略)開発分野における対話や人材交流などの新たな次元の日中協力を推進する」(開発協力白書2020年版)という日本政府の考えを踏まえて、機構としての役割を果たしていく。

ウ 南アジア地域

- ・「強じんな社会システムの構築」に向け、「人間の安全保障」及び「質の高い成長」を両輪として、インフラ整備、貿易・投資環境整備、平和と安定への取組、基礎生活分野の改善、デジタル分野、気候変動や防災等の地球規模課題への対応等に係る協力をを行う。
- ・協力にあたっては、質の高いインフラ協力、FOIP、「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」、「日バングラデシュ包括的パートナーシップ」等の日本政府が推進する政策を踏まえ、他ドナー・国際機関とも連携しつつ、多様な課題に対して技術協力・有償資金協力(円借款、海外投融資)・無償資金協力等のスキームを柔軟・有機的に組み合わせて案件形成・実施を推進する。
- ・また、JICA開発大学院連携等を通じた人材育成及びネットワーキングを継続・強化する。
- ・アフガニスタン、パキスタン、スリランカ等、紛争や自然災害、債務問題等の影響を受けている国については、情勢を踏まえつつ、日本政府の方針の下、国際社会とも協調しながら、人道的な見地を踏まえた支援や復興支援、債務問題への対応等について適切に検討・対応する。

エ 中南米・カリブ地域

- ・新型コロナの拡大により大きな経済的・社会的影响を受けた地域であることに留意し、経済発展を一層促進していくためのインフラ整備、防災・気候変動対策、都市環境問題や格差是正支援等を重点領域として協力をを行う。
- ・特に、ウィズコロナ、ポストコロナの社会・経済の復興と発展のための保健医療、教育、観光、農業・水産業、スタートアップ事業の支援を行うとともに、地球規模課題に対しては水素や地熱によるクリーンエネルギー支援、気候変動及び防災分野での支援を行う。
- ・また、中米の移民問題に関し、貧困、治安、災害等の共通課題への取組を後押しする事業の形成を進める。
- ・米州開発銀行や世界銀行、中米統合機構(SICA: Sistema de la Integracion Centroamericana)、カリブ共同体(CARICOM: Caribbean Community)、米国等の域内開発パートナーとの連携枠組をいかした事業展開、DXの活用及び新産業の担い手等民間企業との協働、JICA開発大学院連携を通じた中南米地域協力の核となる人材育成等を推進する。

オ アフリカ地域

- TICAD8「チュニス宣言」に基づき、「経済」「社会」「平和と安定」の3本柱を軸とした日本の貢献策に資する取組を進める。
- 具体的には、持続可能な社会基盤の構築（ディーセントワークに資する教育、産業開発、ACCP等を通じた地球規模課題への対応）、UHCの達成を目指した強じんな保健医療システムの構築支援（感染症対策、研究拠点強化、母子保健サービス強化等）、強いアフリカ域内経済の構築（食料安全保障を含む農業開発、イノベーションを活用した民間セクター開発、GXの推進、地域経済統合の推進等）、平和で安全な社会の実現（サヘルやアフリカの角の平和と安定、債務健全化の推進、公正で包摂的なガバナンスの強化）に向けた事業を戦略的に展開する。
- その際、DX・STIの活用・推進、本邦民間企業や国際機関とのパートナーシップの強化、AUが推進する大陸横断的課題（アフリカ大陸アジェンダ）解決へのアライメント、日本の開発経験の共有・知日派ネットワークの形成・強化等の分野横断的な事項にも取り組む。
- G7広島サミット、TICAD30周年等の外交行事の機会を捉え、上記取組に関する対外発信を行い、国内外の関係機関との連携強化を図るとともに、2024年の中東・アフリカ閣僚会合や2025年のTICAD9に向けた準備を進める。

カ 中東・欧州地域

- 人間の安全保障の確保、包摂的な質の高い成長に向けて、複合的危機（地政学的危機、新型コロナウイルス危機、気候変動危機等）に対応する戦略的支援を遂行し、日本の政策・開発経験や日本らしさの共有を推進する。
- ウクライナについては、日本政府の方針の下、ウクライナ政府のニーズを踏まえつつ、三つの柱からなる支援、具体的には1)国家基盤支援、2)ウクライナ避難民及び受入れ周辺国支援、3)復興・復旧支援、を迅速かつ柔軟に推進する。また、G7広島サミット及び各種支援会合の機会をとらえて、これまでの成果及び今後の支援に関する発信を強化し、日本のプレゼンスを高める。
- トルコ南東部を震源とする地震については、現場のニーズを踏まえつつ、日本政府の方針の下で緊急支援から復旧・復興開発へのシームレスな支援を迅速かつ柔軟に推進する。
- エジプトで開催されたCOP27の成果及びアラブ首長国連邦で開催予定のCOP28における議論を視野に入れつつ、気候変動対策に資する案件形成・調査を実施・継続する。
- 紛争の長期化により深刻化するシリア難民問題については、ホストコミュニティ支援及びJICA留学生受入を引き続き実施する。
- 日本の政策・開発経験や日本らしさの共有の推進を図る取組として、JICA留学生・研修員受入、JICAチャアの拡大・継続、日本の地方自治体との連携、エジプトにおける日本式教育の普及・定着等を図る。

- TICAD8 にて日本政府が発表した日本の貢献策の達成に向け、北アフリカ地域の案件形成及び実施を推進する。
- 日本政府の「西バルカン協力イニシアティブ」に基づき、防災、中小企業振興、環境等の課題への各種支援を実施する。

(6) JICA 開発大学院連携・JICA チェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成

- JICA 開発大学院連携・JICA チェアを更に推進し、日本国内の大学との連携を通じて我が国の開発経験を含む専門知識を学ぶ機会を提供することにより、国内外における親日派・知日派のリーダー育成や開発途上地域の課題解決を担う中核人材育成を支援する。
- 引き続き、安倍総理（当時）が発表した目標「2,000 人の留学生が学んでいる状態」を維持、増強する。
- また、我が国の開発経験を伝えるため拡充したコンテンツの活用を促進し、JICA チェアを海外の大学等研究機関との連携を通じて推進の上、拠点数の拡大を図るとともに、安定的な実施を推進する。
- 加えて、帰国留学生との関係性の維持・発展に向けて、留学生データベース等の構築・活用を推進する。

(7) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

- 開発途上地域が直面する多様な開発課題の解決に向け、他の政府関係機関等とも緊密に連携し、事業の各段階に対応した多様な連携事業（協力準備調査、中小企業・SDGs ビジネス支援事業、海外投融資等）を通じて、民間企業等が有する技術、製品、システム、資金等を活用した開発協力を推進する。
- 特に、民間企業のニーズ等を踏まえた制度改善・体制の見直しによって、SDGs 達成への貢献に積極的に取り組む企業への連携事業の裾野拡大・連携強化に取り組むとともに、採択された案件の進捗管理を行い、民間連携を通じた JICA グローバル・アジェンダの推進等により、開発インパクトをさらに創出する事業を展開する。また、連携強化に向けて人材育成を推進し、インフラ海外展開を含む我が国企業の開発途上国での活動が円滑に行われるよう支援するとともに、地方創生に資する取組も促進する。

(8) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化及び外国人受入・多文化共生への貢献

ア JICA ボランティア事業（JICA 海外協力隊）

- 国民の参加と、開発途上地域の住民との相互理解を促進しつつ、草の根レベルの活動を通じて開発途上地域の課題解決に貢献するため、JICA ボランティア事業（JICA 海外協力隊）を実施する。
- 特に、新型コロナの影響下において安全と健康に十分配慮しながら、国内において派遣や訓練を待つ関係者を優先しつつ、隊員の派遣を促進する。新型コロナを

はじめ隊員派遣の環境が悪化しないことを前提とし、2024年度にコロナ前の水準である派遣中隊員数約2,000人を実現する。また、2025年度以降も派遣規模を継続できるように案件形成、募集・選考、派遣前訓練に取り組む。その際、募集・選考プロセスでの積極的なデジタルツール活用により、感染防止対策と効率化・利便性の強化を両立していく。また派遣前・派遣中隊員の支援や、帰国隊員とのネットワーク強化においてもデジタル技術を活用し、事業全体のDXを一層推進していく。

- ・また、国内における外国人材の受入や多文化共生社会の実現、地方創生の推進も念頭に、さらに帰国隊員の社会還元を推進すべく、国内の各種団体等との連携を強化し、グローカルプログラム、奨学金制度、無料職業紹介事業等を通じたキャリア支援の着実な実施に加え、資金面から社会還元を促進するための取組も拡充する。
- ・開発途上地域での活動に加え社会還元を通じて国内にも貢献する事業のあり方と成果を積極的に発信し、広く国民の理解と支持を得るべく取り組む。また、このあり方も含め事業の更なる改善と合理化に係る検討を進める。

イ 外国人材受入・多文化共生

- ・外国人材から「選ばれる日本」に向けて、外国人材の適正な受入及び地域における多文化共生社会構築に向けた取組を積極的に支援する。その際、JICA海外協力隊経験者、国際協力推進員、国内拠点等を通じた地方自治体、NPO、民間企業等との連携及び海外拠点を通じた開発途上地域の政府関係機関等との連携に取り組む。
- ・日本国内では、JICA海外協力隊経験者の紹介、外国人材・共生分野に取り組む国際協力推進員の配置、外国人の社会参加及び日本人の多文化共生への理解促進、さらに学校現場での開発教育の支援等により、外国人・日本人の双方が共生社会の担い手となるよう人材育成を支援する。また、外国人向け多言語ポータルサイトの機能・コンテンツの拡充や各種セミナー、情報提供、ネットワーキング機会の提供を含めて「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」等を通じた地方自治体、NPO、民間企業等との連携強化に取り組む。
- ・開発途上地域では、適正な送出しと受入れを支援するための情報提供体制の強化、労働政策を所管する府省等や教育訓練機関等の能力強化、還流人材活用促進のため、各種調査の実施や技術協力案件の形成に取り組む。

ウ 地方自治体との連携

- ・地方自治体の行政の知見、技術等を活用した支援に取り組む。また、開発途上地域における事業の質の向上及び担い手の裾野拡大を目指し、自治体連携事業の優良事例を蓄積・発信するとともに、自治体間で事例や経験を共有する機会を提供する。
- ・特に、自治体のSDGs計画策定を支援するほか、草の根技術協力事業実施によ

る開発協力活動を通じて地域の国際化及び海外展開を後押しする。

エ NGO/CSOとの連携

- NGO/CSO が有する知見等の強みやアプローチの多様性を活用し、開発途上地域のニーズに沿った事業を実施する。また、事業の質の向上及び担い手の裾野拡大を目指して NGO/CSO との対話及び能力強化研修等を実施する。
- 現地情報を提供することにより、各 NGO/CSO の事業実施を支援する。

オ 大学・研究機関との連携

- 大学・研究機関の有する専門的知見、ネットワークを活用した事業の実施を通じて連携を強化する。
- JICA 留学生の来日を推進させ、学びの機会を確保するとともに、大学や研究機関の国際化にも貢献する。
- 特に、科学技術協力事業を通じ、開発途上地域と日本との地球規模課題解決への新たな知見や技術の獲得・発展を推進する。

カ 開発教育

- 世界が抱える課題や多様性、我が国と世界とのつながり等について、児童生徒を中心とした市民による理解および課題の解決に向けた取組への参画を促進し、地域社会における多文化共生を推進するため、研修や出前講座等の実施、教材制作・普及などを通じた開発教育の促進を支援する。
- 小・中学生及び高校生に向けた取組では、特に教育委員会との連携強化を図りつつ、他の教育関係機関、NGO 等とも連携して効果的に事業を推進する。加えて、大学生や民間企業への働きかけを通じた裾野の拡大に取り組む。
- 従来の取組に加え、デジタルツールやオンラインを効果的に取り入れた事業展開や情報発信に取り組み、開発途上地域や国際協力の現場をより体感できる機会を提供する。
- 開発教育支援事業が国際協力の担い手の裾野拡大にどのように貢献しているのか、アウトカムの分析を行う。

キ 日系社会との連携

- 中南米及び国内日系社会の諸課題への対応力強化に貢献するため、日本と日系社会を結んだ協力の相乗効果の追求、日系社会を核とした親日派・知日派との関係強化、日系社会の持続的発展の後押しに取り組む。また、日系社会を核として日本の良き理解者となり得る人々を巻き込み、次世代人材の育成、日系アイデンティティを認識しつつそのメリットを感じられる活動に取り組む。海外移住資料館では、資料の収集と国内外への知識普及を継続し、ネットワークの強化や教育的な機関としての機能化を図り、日本国内における多文化共生社会の実現に向けた活動に取り組む。

- 特に、日本社会の国際化・活性化に貢献するため、中南米日系人が日本国内の日系人集住都市での研修に参加しながら、在日日系人コミュニティが抱える課題に触れ、その解決に貢献し、異文化理解、多文化共生社会構築を推進する「日系サポートー」の本格実施、海外移住資料館の常設展示のさらなる改善などに取り組む。

(9) 事業実施基盤の強化

ア 広報

- 国内外における機構の活動及び成果について、広報重点テーマ等を活用し、ターゲット層に応じた有効な広報媒体を利用して国内外に発信する。
- 国内外メディアを中心に社会的影響力のあるオピニオンリーダー向けの広報を引き続き強化するとともに、G7、ASEAN 首脳会議等外交機会を活用し、開発協力大綱に基づく開発協力の必要性や目的、機構の取組や成果・効果を発信し、開発協力の意義や機構及びその活動の価値について理解と信頼を高める。
- 一般市民に対しては、タイムリーな SNS 発信を継続するとともに、利用しやすい形でリニューアルした公式ウェブサイトの運用を開始し、情報提供の充実化を図る。

イ 事業評価

- 2021 年度から適用された新評価基準に基づき、PDCA サイクルに沿って、事前評価、モニタリング、事後評価、フィードバックを着実に実施する。評価結果はウェブサイトにて迅速かつ分かりやすく公開・発信するほか、事業評価から得た知見を対外発信する。
- 事業改善や効果向上のため、事業評価や総合的・横断的分析、評価手法改善の取組から得られる教訓・提言を次の事業の形成や実施時に活用することで、事業費・事業期間のより適切な設定を含む、事業内容の質の向上及び事業の進捗管理办法の改善を図る。
- 事業評価の質の向上のため、大学等の外部有識者の助言を取り入れ、多様な主体と連携した評価の実施・分析を推進する。
- クラスター事業戦略²の試行評価等の結果を踏まえ、事業評価の手法の整理・検討を、機構内関連部署と協働し、推進する。

ウ 開発協力人材の育成

- 開発課題の多様化、複雑化に対応する開発協力人材の発掘・育成に貢献するため、若年層を中心とした人材の裾野拡大及び重要分野における人材養成に取り組む。

² JICA グローバル・アジェンダの枠組みの中で、効果的・効率的な目標達成及び外部資源動員による開発インパクトの拡大を目指す「事業のまとめ」。クラスター事業戦略では、データやセオリーなど定量的・定性的な根拠（エビデンス）に基づいた開発協力のシナリオを提示し、プラットフォーム活動等を活用しながら開発効果の拡大を目指す方針を策定する。

人材の裾野拡大については、特に若年層の PARTNER 登録・利用の促進、大学との連携を含めたキャリア形成支援に係る情報発信の強化に取り組む。また、2024 年度稼働予定の次期 PARTNER システムの開発を通し、登録人材の志向に合った情報提供を適時に行う機能を充実させ、開発協力人材のキャリア構築を長期的に支援する基盤を構築する。加えて、国際協力に関心を有する学生（大学生・大学院生）及び社会人に対してインターンシップの機会を提供・促進する。

- 重要分野における人材養成については、当該分野における機構事業の中核を担う高度専門人材の育成を行うことを目的に、海外の教育機関等における学位取得機会を引き続き提供する。また一定の専門性や実務経験を有する開発協力人材に対しては、機構事業への参画を前提とした実践的な知識や技能の習得に重きを置く能力強化研修を実施し、SDGs の達成や JICA グローバル・アジェンダの実現等に貢献できる即戦力人材の育成を行う。

エ 研究

- 「平和と開発のための実践的知識の共創」という機構緒方貞子平和開発研究所ビジョンのもと、事業の質の向上及び開発協力をめぐる国際潮流の形成に資する国際的な学術水準の研究を行い、積極的に発信に取り組む。
- 具体的には、民主主義や法の支配等のいわゆる「普遍的価値」、FOIP をめぐる国際政治、新型コロナへの対応や UHC、気候変動対策、質の高いインフラ、多文化共生、平和の持続等の今日的な課題や脅威に関する研究を行う。また、日本の開発経験や開発協力の知見の活用や、開発政策や事業の効果検証といった観点をもって、ポスト SDGs を展望しつつ SDGs の戦略的推進に資する研究を継続する。加えて、人間の安全保障の実現に資するため、研究成果をフラッグシップレポート「今日の人間の安全保障」にとりまとめ発信する。
- 研究成果は、事業にフィードバックするとともに、国際社会における日本の知的プレゼンスを更に強化するため、論文、書籍等に加え、オンラインセミナーや動画コンテンツ等の多様な媒体で発信する。特に、国際会議、学会、大学の講義等を通じて、内外の開発協力実務者、研究者や政策担当者等に広く、効果的に研究成果を共有する。加えて、Think 7 を通じた G7 広島サミットの議論への貢献を目指す。また、研究に関する機構内の情報発信や事業部門と研究部門の連携を強化することを通じ、研究人材育成にも取り組む。

オ 緊急援助

- 国際緊急援助隊救助チームとして 2022 年度に受検した国際捜索救助諮詢グループ（INSARAG: International Search and Rescue Advisory Group）のヘビ一級再認証取得の過程で明らかになった課題や評価員からの指摘項目を踏まえ、海外チームとの技術的な情報交換・交流や資機材の新規導入検討・更新、各種マニュアル類の改訂、実践的かつ効果的な研修・訓練プログラム等を通じた要員の能力維持・向上、そして実施体制の強化を進め、より一層の救助チームの基盤の強

化を図る。

- ・ 捜索・救助及び災害医療並びに感染症対策に関する国際連携枠組に参画し、日本の緊急援助の経験・知見を発信するとともに、効果的な協力体制確保のため、国内外の関係者とのネットワークを維持・強化する。具体的には、INSARAG の各会合及び演習訓練の準備・実施や参加を通じ、アジア太平洋地域内の搜索救助能力の向上と協力体制の強化に貢献する。また、WHO 緊急医療チーム（EMT: Emergency Medical Team、以下「EMT」という。）イニシアティブの作業部会等へ参画し、EMT という国際連携の枠組みの強化に貢献するとともに、医療チームのリソースの積極的な活用や技術協力プロジェクト等を通じて、アジア太平洋地域各国とのネットワークの強化と情報発信に取り組む。
- ・ 医療チームは、WHO EMT Type2（野外病院レベル）基準を満たす規模での派遣及び当該資格に求められる、各部門の運用の検討・検証とマニュアル整備、研修・訓練の実施、資機材の拡充等を行い、WHO による再認証に向けて取り組む。また、医療チームの体制・能力の強化を図り、最新の国際基準に沿った派遣準備体制を整備する。感染症対策チームは、ポストコロナにおける活動を見据えた体制整備を進めるとともに、日本政府が定める「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」の改定動向等を踏まえて、これらに整合したチームの体制整備に取り組む。

力 事業の戦略性強化や制度改善

- ・ 開発協力大綱の改定の方向性を踏まえ、必要な制度改善を図る。
- ・ 世界的な複合的危機の中、新しい時代の人間の安全保障の理念に基づき、SDGs の達成に向けて、事業形成や実施を進める。新しい時代の人間の安全保障については、更なる情報発信を進め、国際社会でより多くの賛同を得るための取組を継続実施する。
- ・ SDGs については、2023 年 9 月に開催予定の国連 SDGs サミット等を見据えて、SDGs 達成に向けた国内外の連携を促進し、JICA の取組を発信する。
- ・ JICA 国別分析ペーパーの策定又は改定対象国においては、国・地域の課題を把握・分析し、協力の方向性を取りまとめるとともに、外務省及び相手国関係機関との協議・調整を含め、各国の協力プログラム及び事業計画の策定やそれらの実施・モニタリングに活用する。
- ・ JICA グローバル・アジェンダを推進し、多様なアクターと目的・目標を共有するプラットフォームの構築、インパクトの最大化に向けて取り組む。クラスター事業戦略の実装に向けた事業マネジメントの改善や外部リソースとの連携を踏まえた効果的な事業の形成と実施を推進する。
- ・ 技術協力については、適切な予算執行管理に留意しつつ、資金協力や外部リソースとの連携を踏まえた効果的な事業の形成・実施を推進する。
- ・ 有償資金協力については、複合的危機を見据えた開発ニーズに引き続き対応するとともに、「インフラシステム海外展開戦略 2025（令和 4 年 6 月追補版）」等

の政府方針に掲げられた施策を実施する。

- ・ 無償資金協力については、引き続き、案件発掘・形成及び事業実施促進（支払前資金の適切な管理を含む）に組織を挙げて取り組む。
- ・ ナレッジマネジメントについては、機構内のナレッジの蓄積・共有・発信を推進する。また、他ドナー・国際機関・外部有識者等と関係者とのナレッジの共創を促進し、相互学習を推進する。
- ・ 共創と革新の推進については、組織文化の醸成、必要とされる制度を含めて事業横断的に取り組む。

キ 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進

- ・ 国際的な援助潮流の形成に参画・貢献するため、国際会議等に積極的に参加し、日本の知見及び経験等を発信する。特に、人間の安全保障、SDGs達成のための取組、グローバル難民フォーラム等の主要国際会議における議論に貢献する。
- ・ G20・パリクラブで合意した「債務支払い猶予イニシアティブ（DSSI）」及び共通枠組み（Common Framework）に適切に対応する。
- ・ 重要課題（複合的危機対応、気候変動対策、人間の安全保障、UHC、質の高いインフラ投資、FOIP等）に係る事業での協力等の戦略的実施や理念の普及を促進するため、国際機関及び他ドナー等との本部レベルでの協議等を推進する。
- ・ 国際的な開発協力の枠組をより包括的なものとするため、新興ドナーとの協議や連携を進めるとともに、新しいパートナーを含めた枠組・規範作りを議論する各種機会に積極的に参加・貢献する。また、南南協力及び三角協力に係る国際的な議論に参画し、機構の経験、教訓及び知見の共有を推進する。

ク 環境社会配慮

- ・ 開発協力事業が環境や社会に与える負の影響を回避・最小化・軽減・緩和・代償するため、環境社会配慮ガイドラインを適切に運用し、環境社会配慮助言委員会の関与も得て、環境社会配慮面の審査とモニタリング結果の確認を確実に行う。環境社会配慮ガイドラインの一層の運用改善のため、世界銀行の環境社会ポリシーの運用状況、環境社会配慮に関する各種課題及び他機関の対応状況に関する情報を収集する。また、開発協力事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的に確立された人権基準を尊重する。
- ・ 改正ガイドラインの普及とその適切な運用のため、マニュアルや参考資料等を作成する。環境社会配慮及び改正ガイドラインに関する理解促進に向けた機構内外の関係者への説明・研修及びそれらのための資料の充実に取り組む。

ケ 不正腐敗防止

- ・ 不正腐敗情報相談窓口の適切な運用等を通じて、不正行為に関する情報を収集し、得られた情報に対して適切に調査・対応する。不正行為等が認められた場合は厳正に対処する。また、不正腐敗防止に係る、関係者や職員向け研修や啓発活

動を実施する。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織体制・基盤の強化、DX の推進を通じた業務改善・効率化

- 戦略的に事業を運営する基盤を強化するため、組織体制の見直しを引き続き行うとともに、運営の状況をレビューする。
- 各部門の役割及び責任範囲を明確化するため、規程類を継続的に見直す。
- 機構内システムの横断的管理強化のため、ポートフォリオ・マネジメント・オフィス（PMO）による支援・統制を強化する。
- 業務・手続きのデジタル化を通じた事業の迅速化・効率化を推進するため、クラウド化を通じて導入したツールや RPA（Robotic Process Automation : PC 上のソフトウェア型ロボットを利用した定型業務の自動化）の利用促進を継続する。
- 役職員等の IT リテラシー向上のため組織内研修等の施策を実施する。
- 基盤の強化や業務改善・効率化に資する情報システム基盤（コンピュータ運用、情報通信網、本部 LAN）と共通システム基盤（共通サーバ、共通データベース）の更改に向けた取組を進める。
- 有償資金協力業務において有償システム環境の更改、有償システム外貨建て借款対応、海外投融資（融資）システム構築と、海外投融資（出資・非勘定系）に係るシステム化調査を通じて、業務運営の効率化を図る。
- 国内拠点を地域における開発協力の結節点として活用し、オンライン対応の効果的な活用も図りつつ、多様な扱い手との連携を強化するとともに、施設の利用促進を図る。

(2) 業務運営の効率化、適正化

ア 経費

- 中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、毎事業年度 1.4%以上の効率化を達成する。
- この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年 1.4%以上の効率化経費に加えるとともに、事業実施に当たり間接的に発生する経費については、増減要因を分析し、必要な効率化を図るなど、適切に管理する。

イ 人件費

- 各種の国際社会の開発目標の達成に貢献し、政府や社会から期待される役割を果たすために、必要に応じて人員配置を見直す。また、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当を含めた役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。その上で、各事業年度の給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。加えて、機構を取り巻く環境変化等を勘案し、適正な人員計画や人件費構造の在り方等についても、必要

な検討を進める。

ウ 保有資産

- ・ 保有資産の内容を見直し、保有資産の必要性の有無を検討する。また、詳細な保有資産情報の公表を引き続き行う。

エ 調達

- ・ DX 促進を通じ、調達・派遣業務手続の抜本的簡素化及び合理化のための制度改革や事務処理の自動化等を実施するとともに、事業ニーズに応じた契約制度の創出による開発インパクトの最大化を目指す。
- ・ 国内外拠点における調達業務能力を一層向上させるため、遠隔研修や直接支援等の継続的な実施、在外拠点現地職員の能力向上及び地域内連携・協力体制構築の促進に取り組む。
- ・ 機構の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、契約監視委員会による点検を踏まえ、競争性のない随意契約の適正な運用、競争性の向上、新規参入の拡大等に取り組む。
- ・ 外部審査制度の活用やセミナー開催等を通じ、公平性、透明性の向上、競争性を伴う適切な調達・契約管理、不正事案防止やその他関連リスク回避への取組を行う。
- ・ 企画競争への上限額の導入、選定評価制度の改善、仕様書の質の向上や技術協力プロジェクトに係るコンサルタント契約への QCBS (Quality and Cost Based Selection : 技術(質)と価格による選定) の適用により、質の高い提案を適正な価格で調達するための制度の改善及び導入を進める。

3. 財務内容の改善に関する事項

- ・ 運営費交付金を充当して行う業務について、以下 6.に示す予算、収支計画及び資金計画に基づき、事業の質の確保に留意して適正な予算執行を行う。
- ・ 機構全体の予算執行管理の着実な実施のため、報告・統制及び制度を含めたガバナンスの強化を継続する。また、月次の予算執行状況報告や年 2 回の予算モニタリングの機会だけでなく、各部署で個別事業の予算執行状況を確認し予算執行管理を徹底する。
- ・ 事業担当者や予算管理担当者等の実務者向け研修や階層別研修等の継続実施を通じて、職員の予算執行管理能力の向上を図る。
- ・ 外的要因等により前中期目標期間中に実施完了に至らなかった事業については、前中期目標期間からの繰越予算も活用して必要な予算を確保し、事業実施に努める。
- ・ 前年度期末の運営費交付金債務残高の発生要因等を分析し、2023 年度予算を適切に執行管理するとともに、外的要因により支出年度が 2024 年度に遅れざるを得ない事業を早期に把握し、その事由や金額規模の検証も踏まえて適切な予

算配分を行う。

- 自己収入の確保とその適正な管理・運用に努める。

4. 安全対策・工事安全に関する事項

- 国際協力事業関係者の安全を確保するため、平成28年8月30日に発表された国際協力事業安全対策会議の最終報告を踏まえ、また、令和4年10月6日に改訂・発表した「安全対策宣言」に基づいて、着実かつ迅速に安全対策を実施する。
- 体系的な安全管理手法に基づき関係者の安全を確保する。具体的には、不斷的情報収集とその分析に基づく適切な安全対策、不測事態発生時における適時的確な対応、これらを支えるための能力強化・体制の整備等を行う。
- 関係者が自らの安全を確保するとの高い意識を持って渡航できるよう、研修の改善・実施や教材の開発・普及等を通じ、安全管理に関する意識向上と具体的な行動変容を図る。
- さらに新型コロナウイルス感染症の世界的な流行やその後の物価高騰などに起因する犯罪の増加・凶悪化の傾向、テロ勢力の動静を考慮した安全対策に取り組む。
- 工事安全対策に関する指針文書の適切な運用と見直し、現場での安全対策強化に資するセミナーの実施を通じ、施設建設等事業の工事安全対策に取り組む。特に、事故の件数の多い国や事業規模の大きい国での安全施工を重点的に調査・助言する。

5. その他業務運営に関する重要事項

(1) 内部統制

ア 内部統制の整備及び運用

- 業務方法書等に基づき、機構の内部統制を機能させるために必要な規程等を整備するとともに、引き続き研修等の実施を通じて、内部統制に係る職員の更なる意識向上を図る。
- 機構の内部統制が着実に実施されるよう、定期的に内部統制の実施状況をモニタリングし、結果を役員に報告するとともに、機構内で周知徹底を図る。
- 業務の有効性及び効率性を向上させるため、機構の中期計画及び年度計画に基づく業務実績等評価を行う。

イ 組織運営に関するリスクの評価と対応

- 機構の業務運営上のリスクに適切に対応するためのリスクの識別、分析、評価を行い、リスク管理委員会等の場での報告及び審議を通じ、当該リスクへの適切な対応を行う。
- 有償資金協力業務の適正な業務運営を確保するために、有償資金協力勘定に関わる様々なリスクの識別・測定・モニタリングを通じた管理を行う。

ウ 内部監査の実施

- 内部監査に関する国際的指針に則して内部監査を実施するとともに、監査結果のフォローアップを着実に実施する。

エ 機構内及び外部からの情報伝達体制の確保

- 内部及び外部通報制度を適切に運用し、通報に対して迅速・適切に対処する。

オ 情報セキュリティへの対応

- 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の改定や内閣サイバーセキュリティセンター監査等を踏まえ、サイバーセキュリティ対策に関する規程等を改定するとともに、情報セキュリティ対策推進計画を見直し、情報セキュリティに係る組織的対応能力の強化に取り組む。
- 次期情報システム基盤等に関する外部委託契約において、上記統一基準群に基づく情報セキュリティ対策及び「個人情報の保護に関する法律」に基づく個人情報保護対策が機能するよう確保する。

6. 予算、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）

別表 1～3 のとおり。

7. 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額

一般勘定 630 億円、有償資金協力勘定 4,700 億円

【理由】

一般勘定については、国からの運営費交付金の受入等が 3 か月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払遅延を回避するため。有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、国際協力機構債券発行時のつなぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

8. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

該当なし

9. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

該当なし

10. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）

- ・ 剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てる。なお、運営費交付金で賄う経費の削減により生じた利益に係る目的積立金の使途については、上記のうち運営費交付金で賄う経費に限る（別途措置される補助金等で賄う経費を除く。）ものとする。

11. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

- ・ 横浜センターでの大規模改修工事のほか複数の国内拠点において整備工事を実施する。また、国内の施設整備実施体制を強化するため、施設整備関連の調達・契約制度の改善、施設整備情報基盤の整備、実施体制等の見直しを実施する。

(2) 組織力強化に向けた人事

- ・ 機構で働く一人ひとりが各自の能力を最大限に發揮することで組織目標を達成するため、全体最適を目指した適材適所な人事を行う。また、女性職員がより一層指導的な役割を担い活躍できる環境の整備を含めた各種の人事施策を実施する。さらに、業務内容の高度化・多様化に対応する力を高めるべく、人材確保に取り組むとともに、職員が自身の関心・適性に応じて自律的に能力強化を行える環境を整備し、キャリア開発の機会を拡大する。
- ・ 特に、人事制度の見直しの中で新たに設定する人材像及びそれに基づく評価制度について、着実な運用により定着を促進するほか、自律的なキャリア開発のための公募ポスト拡充に引き続き取り組む。また、有期雇用職制について、優秀な人材の確保、早期戦力化、適切な雇用・労務管理の徹底に取り組むほか、コロナ禍の経験を踏まえ、職員等の自律的な健康管理能力向上のための支援にも取り組む。

(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項（独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号。以下「機構法」という。）第31条第1項及び附則第4条第1項）

- ・ 前中期目標期間の最終事業年度において、通則法第44条の整理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約及び前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てる（有償資金協力業務を除く）。前中期目標期間中に回収した債権又は資金については、機構法に基づき、適切に国庫に納付する。

以 上

(別紙) 指標一覧

(別表) 予算、収支計画、資金計画

指標一覧

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1)開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保(「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅)	
【指標 1-1】都市化の進行が著しい国において、都市マネジメント能力向上に係る取組の促進状況	
【指標 1-2】運輸総合及び各運輸サブセクターに関連する長期計画の策定数及び公共交通改善の施策数	4 件
【指標 1-3】能力強化された海上保安機関等の職員数	60 人
【指標 1-4】低廉かつ低炭素な電力を安定供給するための環境整備状況	
【指標 1-5】資源分野人材の育成数	20 人
【指標 1-6】産業人材(民間セクター人材)の育成数	18,500 人
【指標 1-7】競争力強化のための支援サービスを享受した企業数	700 社
【指標 1-8】SHEP アプローチの恩恵を享受した小規模農家数	3 万戸
【指標 1-9】アフリカにおける稻作協力の裨益を受けた人材数(研究者、技術者・普及員、農家等)	5 万人
(2)開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進(「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅)	
【指標 2-1】支払い可能な保健医療サービスの確保の恩恵を享受した人数	120 万人
【指標 2-2】新型コロナウイルス感染症等、公衆衛生上の危機発生に対応し得る保健医療体制の整備状況	
【指標 2-3】開発途上国の栄養改善を推進する栄養コア人材(政策立案・決定者、普及員等)の育成数	800 人
【指標 2-4】栄養改善に資する分野横断的又は複数の機関との連携による取組の促進状況	
【指標 2-5】学びの改善のための支援が裨益した子どもの人数	570 万人
【指標 2-6】開発途上地域において障害者の社会参加の促進状況	
【指標 2-7】人々が関心に沿って属性に関わらずスポーツを楽しむことができる環境の整備状況	
(3)普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現	
【指標 3-1】暴力的紛争を発生・再発させない国・社会づくりの促進状況	
【指標 3-2】国民の権利保障の促進に資する立法上、行政上、司法制度上の取組の進展状況	
【指標 3-3】留学生事業を通じたガバナンスに関連するテーマでの学位取得者数(司法・行政分野における政策立案・決定者等)	100 人
【指標 3-4】歳入・歳出の両面における国家財政基盤強化、適切なマクロ経済運営及び金融システム強化、貿易円滑化のために必要な制度整備・能力強化に関する取組の進展状況	
【指標 3-5】プロジェクト(技術協力、有償資金協力、無償資金協力)におけるジェンダー案件比率	25%

【指標 3-6】研修・留学生事業における女性の割合(人数)	37%
【指標 3-7】デジタル化の進展を支える各国のコア人材(政策立案・決定者、実施に関わる民間事業者等)の育成数	200 人
【指標 3-8】開発効果の増大を目指したデジタル技術・データ活用の推進状況	
(4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築	
【指標 4-1】気候変動対策に資する人材の育成数	2,000 人
【指標 4-2】開発途上国政府の気候変動対策の対応能力が向上し、気候変動対策を加味した途上国の開発計画の推進状況	
【指標 4-3】自然環境保全を担う行政官の育成数	1,000 人
【指標 4-4】環境管理行政官の育成数	2,000 人
【指標 4-5】主体的かつ持続可能な水資源管理の強化、並びに水道事業体及び灌漑排水管理団体(水利組合)の運営・経営の改善状況	
【指標 4-6】水供給に関する人材の育成数及び水供給によって増加した給水人口数	育成人材数: 0.7 万人 給水人口: ※注
【指標 4-7】防災インフラ及び重要インフラの所管組織(治水砂防官庁、各インフラ官庁)を支える行政官等(政策・計画立案者等)の育成数	1,000 人
【指標 4-8】事前防災投資事業実現のための戦略・計画・政策等の数	4 件
(5) 地域の重点取組	
【指標 5-1】地域の特性、地政学的な位置づけ、及び我が国の地域別公約・政策等を踏まえた開発協力の促進状況	
【指標 5-2】JICA 国別分析ペーパー及び事業計画作業用ペーパーの新規策定・改定数	140 件
(6) JICA 開発大学院連携・JICA チェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成	
【指標 6-1】JICA 開発大学院連携・JICA チェアを通じた親日派・知日派人材の育成数	1,200 人
【指標 6-2】JICA 開発大学院連携・JICA チェア等を通じた育成人材との継続的な関係維持・発展に資する取組の促進状況	
(7) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	
【指標 7-1】協力準備調査、中小企業・SDGs ビジネス支援事業を活用した法人・団体数	85 法人・団体
【指標 7-2】開発途上地域の課題解決及び海外展開につなげるためのコンサルテーション企業数	840 法人・団体
(8) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献	
【指標 8-1】JICA 海外協力隊の派遣、帰国隊員による社会還元の促進及び参加者の裾野拡大に向けた取組状況	

【指標 8-2】外国人材受入支援・多文化共生社会構築に向け、JICA 海外協力隊経験者、国際協力推進員、JICA 国内拠点等を通じた支援対象団体・企業数	40 団体・企業
【指標 8-3】地方自治体との連携に係る取組の促進状況	
【指標 8-4】NGO 等活動支援事業への参加人数	500 人
【指標 8-5】NGO/CSO 連携や事業実施能力の強化に係る取組の促進状況	
【指標 8-6】開発途上国の研究機関と共同で新たな知見や技術の獲得に向けた研究の推進状況	
【指標 8-7】教育関係者を対象にした開発教育指導者研修等の参加人数	1.2 万人
【指標 8-8】日系社会研修参加人数	140 人
(9)事業実施基盤の強化	
【指標 9-1】プレスリリース等を通じた広報により掲載された国内メディア報道及び海外主要メディア報道件数	130 件
【指標 9-2】SNS アカウント(日本語・英語)エンゲージメント数	34.2 万件
【指標 9-3】総合的・横断的な事業評価・分析の実施件数(横断的分析・詳細分析、定量分析、定性分析等の実施開始件数)	5 件
【指標 9-4】国際協力キャリア総合情報サイト(PARTNER)新規登録人数	8,000 人
【指標 9-5】能力強化研修の参加人数	437 人
【指標 9-6】研究成果の発刊件数	60 件
【指標 9-7】緊急援助の対応体制強化に係る取組の推進状況	
【指標 9-8】JICA グローバル・アジェンダ(課題別事業戦略)に基づく多様な開発パートナーとの連携状況	
【指標 9-9】参加・発信した国際会議の数	140 件
【指標 9-10】環境社会配慮ガイドラインの適切な運用状況	
【指標 9-11】不正腐敗を防止するための機構関係者への啓発に係る実施状況(職員向け研修、専門家向け研修、機構内外向けセミナーの参加人数)	120 人
2. 業務運営の効率化に関する事項	
(1)組織体制・基盤の強化、DX の推進を通じた業務改善・効率化	
【指標 10-1】IT リテラシー向上研修・セミナー等の実施	12 回
(2)業務運営の効率化、適正化	
【指標 11-1】一般管理費及び業務経費(特別業務費及び人件費を除く。)の効率化	毎事業年度 1.4%以上
【指標 11-2】有識者による外部審査を行った対象契約件数	70 件
【指標 11-3】契約監視委員会で審議する案件数	30 件
4. 安全対策・工事安全に関する事項	
【指標 13-1】国際協力事業関係者の安全対策研修の受講者数	3,200 人
【指標 13-2】工事安全に係る調査・セミナー等の実施件数	112 件

5.その他業務運営に関する重要事項	
(1)内部統制	
【指標 14-1】内部統制モニタリング実施回数	2 回
【指標 14-2】リスク管理に係る委員会の開催回数	6 回
(2)組織力強化に向けた人事	
【指標 15-1】女性管理職比率	※注

※注：年度毎の目標値の設定及びそれに基づく評価は行わず、第5期中期目標期間全体を通した目標値の達成状況を測る。

予算

別表1

(単位：百万円)

区分	開発協力の 重点課題	JICA開発大学院連 携・チエア	民間企業等 との連携	多様な担い手 との連携	事業実施 基盤の強化	法人共通	合計	
収入	運営費交付金収入	99,144	8,627	5,879	20,992	5,729	9,931	150,302
	施設整備費補助金等収入	-	-	-	-	-	1,549	1,549
	事業収入	298	-	-	-	-	-	298
	受託収入	502	-	-	6	5	-	513
	寄附金収入	-	-	-	78	-	-	78
	その他の収入	-	-	-	-	-	-	-
	前中期目標期間繰越積立金取崩収入	-	-	-	-	-	-	-
	計	99,944	8,627	5,879	21,075	5,734	11,480	152,739
支出	業務経費 (うち特別業務費を除いた業務経費)	99,441 99,441	8,627 8,627	5,879 5,879	20,992 20,992	5,729 4,849	- -	140,668 139,788
	施設整備費	-	-	-	-	-	1,549	1,549
	受託経費	502	-	-	6	5	-	513
	寄附金事業費	-	-	-	78	-	-	78
	一般管理費	-	-	-	-	-	9,931	9,931
	計	99,944	8,627	5,879	21,075	5,734	11,480	152,739

[人件費の見積り] 17,912百万円を支出する。ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定方法] ルール方式を採用

【参考】「開発協力の重点課題」セグメントの業務経費のうち、2023年度の地域別の予算内訳は以下のとおり。

	東南アジア・ 大洋州	東・中央アジア	南アジア	中南米・カリブ	アフリカ	中東・欧州	全世界
2023年度「開発協力の重点課題」 業務経費内訳	25,192	4,323	12,437	7,736	33,166	8,582	8,005

[注1] 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

[注2] 無償資金協力の計画は、閣議により決定されるため、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第3号イに規定される業務における贈与資金に関する予算、收支計画及び資金計画は記載していない。

収支計画

別表2

(単位：百万円)

区分	開発協力の 重点課題	JICA開発大学院連 携・チャア	民間企業等 との連携	多様な担い手 との連携	事業実施 基盤の強化	法人共通	合計
費用の部	100,559	8,680	5,915	21,205	5,770	12,858	154,987
経常費用	100,559	8,680	5,915	21,205	5,770	12,858	154,987
業務経費	100,056	8,680	5,915	21,122	5,765	-	141,539
（うち特別業務費を除いた業務経費）	100,056	8,680	5,915	21,122	4,885	-	140,659
受託経費	502	-	-	6	5	-	513
寄附金事業費	-	-	-	78	-	-	78
一般管理費	-	-	-	-	-	10,847	10,847
減価償却費	-	-	-	-	-	2,011	2,011
財務費用	-	-	-	-	-	-	-
臨時損失	-	-	-	-	-	-	-
収益の部	100,559	8,680	5,915	21,205	5,770	12,858	154,987
経常収益	100,559	8,680	5,915	21,205	5,770	12,858	154,987
運営費交付金収益	99,144	8,627	5,879	20,992	5,729	9,793	150,164
事業収入	290	-	-	-	-	-	290
受託収入	502	-	-	6	5	-	513
寄附金収入	-	-	-	78	-	-	78
資産見返負債戻入	-	-	-	-	-	2,011	2,011
賞与引当金見返に係る収益	615	53	36	130	35	179	1,049
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	-	-	-	876	876
財務収益	8	-	-	-	-	-	8
受取利息	8	-	-	-	-	-	8
その他の収入	-	-	-	-	-	-	-
臨時収益	-	-	-	-	-	-	-
純利益（▲純損失）	-	-	-	-	-	-	-
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	-	-	-	-
総利益（▲総損失）	-	-	-	-	-	-	-

[注] 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

資金計画

別表3

(単位：百万円)

区分	開発協力の 重点課題	JICA開発大学院連 携・チエア	民間企業等 との連携	多様な担い手 との連携	事業実施 基盤の強化	法人共通	合計
資金支出	99,952	8,627	5,879	21,075	5,734	41,414	182,682
業務活動による支出	99,944	8,627	5,879	21,075	5,734	9,793	151,052
業務経費	99,441	8,627	5,879	20,992	5,729	-	140,668
（うち特別業務費を除いた業務経費）	99,441	8,627	5,879	20,992	4,849	-	139,788
受託経費	502	-	-	6	5	-	513
寄附金事業費	-	-	-	78	-	-	78
一般管理費	-	-	-	-	-	9,793	9,793
投資活動による支出	-	-	-	-	-	1,687	1,687
固定資産の取得による支出	-	-	-	-	-	1,687	1,687
財務活動による支出	-	-	-	-	-	-	-
不要財産に係る国庫納付による支出	-	-	-	-	-	-	-
国庫納付金による支払額	-	-	-	-	-	-	-
翌年度への繰越金	9	-	-	-	-	29,934	29,943
資金収入	99,952	8,627	5,879	21,075	5,734	41,414	182,682
業務活動による収入	99,944	8,627	5,879	21,075	5,734	9,931	151,190
運営費交付金による収入	99,144	8,627	5,879	20,992	5,729	9,931	150,302
事業収入	298	-	-	-	-	-	298
受託収入	502	-	-	6	5	-	513
寄附金収入	-	-	-	78	-	-	78
その他の収入	-	-	-	-	-	-	-
投資活動による収入	9	-	-	-	-	1,549	1,558
施設整備費補助金による収入	-	-	-	-	-	1,549	1,549
固定資産の売却による収入	-	-	-	-	-	-	-
貸付金の回収による収入	9	-	-	-	-	-	9
財務活動による収入	-	-	-	-	-	-	-
前年度からの繰越金	-	-	-	-	-	29,934	29,934

[注] 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。